6 審査結果の意見・講評

審査結果の概要は、「第4審査の結果」に記載したとおりである。

会計処理については、関係法令等に従い、適正に行われているものと認めた。

決算書及び決算附属書類に記載された業務実績、予算の執行状況、経営成績(損益計算書) 財政状態(貸借対照表)等についても、貸借対照表の一部などに若干の修正を求めたものの、 全体として適正に作成されているものと認めた。

決算審査に当たっては、地方公営企業法に規定される経営の原則である「経済性の発揮と公共の福祉増進」に基づく運営となっているのかどうかについて、今回も特に意を用いたところである。さらに、当水道事業の経営に関わるその時々の重要な課題についても、かねてから意見を述べてきたが、そうした観点及び事柄を念頭に、平成23年度の水道事業決算審査の結果について、次のとおり意見・講評を行う。

(1) 決算主要数値からみた意見・講評

ア 経営成績(総収益と総費用)について

平成23年度は、前年度と比較し、事業収益(総収益)はやや増加したが、事業費用(総費用)も増加したことで、結果、純利益は前年度よりも減少している。

これらの主な要因としては、事業収益について、保有する土地の売却による特別利益の大幅な増加が見られたものの、その大部分を打ち消すほどの料金収入をはじめとする営業収入の減少により、収益全体としてはわずかな増加にとどまったのに対し、事業費用について、営業費用のうちの原水費・浄水費などの直接的な経費及び減価償却費並びに営業外費用さらに特別損失は減少したものの、同じく営業費用のうちの資産減耗費が遊休施設の一括除却を行ったために大きく膨らんで、費用全体としての増加のほうが収益全体の増加を上回ったことが挙げられる。

この結果、純利益は、前年度より約8,100万円(11.5%)減の約6億2,600万円となり、過去5年間では、二番目に低い黒字額の決算となっている。

仮に、本年度限りの要素である土地売却収益を除外すれば、総収益は約2%減少し、同じく本年度限りの遊休施設の一括除却による資産減耗費の増加分を除けば、総費用は5%弱減少する。(この場合、減価償却費はその分増加するが、ここでは算入していない。)これらを差し引きすれば、約7億円の純利益となり、基本的には、なお6~7億円ほどの黒字基調であることが分かる。

しかし、この黒字を支えているものは収益面ではなく、むしろ費用面での経営努力であるというべきであろう。直接的な経費に係る様々な取組による費用の減少又は節減が、黒字を増加させるための主たる要因となっていると見ることができる。後で触れるが、それはつまり、事業収入、なかんずく料金収入の伸びが期待できない中では、費用の動向が純利益の状況を大きく左右してしまうということにほかならない。

イ 給水収益(水道料金収入)について

前項でも少し触れたように、水道事業の根幹的収入である料金収入は、前年度より約1億300万円(2.3%)も減少している。この減少には、福岡県南広域水道企業団への応援給水が、水の需給に関する企業団との協議により、約120日間行われなかった分の減少額(約2,500万円)が含まれてはいるが、収益の本体である給水収益そのものが、約7,800万円の減少を示したことが主として反映されている。

給水収益減少の理由としては、小口需要家で1戸1期当たりの使用量が平均0.6 ㎡減少したことや、大口需要家にも、建築物への水循環再利用施設の導入、工場全体の撤退、公立学校における使用量減少など数万㎡単位の減少が見られることから、節水意識の浸透や節水器具及び設備の普及が、減少傾向を強めた要因であると考えられている。ちなみに、これらの減少量を合わせると36万2,000㎡に上り、これは応援給水を除く平成23年度の一日平均有収水量の5日分強の使用量に相当するものである。

この減少量を、どう分析し、どう評価するのかが、今後の水道事業運営のひとつのキー・ポイントであるように思われる。人口減少社会へと時代の転換点を回った日本にあっては、定住人口の維持又は増加が、自治体経営の継続の鍵として重視されているが、同様に、水道事業においても給水人口はゴーイングコンサーン(継続企業の前提)における重要な要素ということができる。ただし、人口が確保できたとしても、節水動向の進展なども加味すれば、経営計画中の給水収益に関する推移傾向の予測として一定の増加を見込むことには、かなりの慎重さが求められるものと思慮される。

ウ 財務状況(企業債及び資本剰余金ほか)について

前年度は、企業債については借入れが行われなかった。その理由は、田主丸地区送水管整備に係る工事が繰越となったことなどであるが、本年度は、当該繰越分も含めて、田主丸送水管事業及び第8次整備事業等のために合わせて11億2,000万円の起債借入れが行われている。ただし、借入額を上回る元金償還が行われたため、企業債の本年度末の未償還残高は約86億6,000万円と、年度末現在では前年度よりも3,400万円ほど減少した結果となっている。

本市水道事業における企業債に関連する経営指標を参照すると、利子負担率(2.2%) 及び料金収入に対する企業債利息の比率(4.4%)は、全国平均、類似規模の他都市、及 び本市前年度数値のいずれと比較しても良好である。一方、料金収入に対する企業債 償還元金の比率(26.3%)などは、そのいずれの数値と比較してもやや劣っている。

企業債全体については、借入れの抑制が継続的に図られたことで残高は減少を続け、 給水収益に対する企業債残高の割合は、前年度に続きおおむね良好な水準にはあると みられる。また、高金利の企業債の借換えを進めて金利負担の軽減を図ってきたこと も、関係する経営指標の比率の向上に功を奏している。それでもなお、企業債の償還 額を給水収益と比較してみると、本市の弱点が数字に現れるということである。さら にいえば、給水収益の減少傾向は、この数字を更に好ましくない方向へ押しやる力と して働くことになる。今後の施設の更新や耐震化などのための資金需要見込みと合わ せて、財務体質の状況には、なお留意する必要があるものと考えられる。 資本的収入に係る決算報告書の項目である資本剰余金(工事負担金、加入金、国県市補助金など)については、金額的には前年度よりも一桁小さい減少額(約 9,200 万円)であったが、比率的には同程度の減少率(約 70%)となっている。田主丸地区送水管整備事業が前年度から国庫補助制度の対象外となったこと、及び老朽管整備事業量の減少に伴って国庫補助金が減少したことの、いずれも補助金の減少が主な理由であるとされている。

資本的支出に係る項目である建設改良費については、ここ数年来、毎年交互に増加と減少をくりかえしているが、前年度の約52%の減少率に対して、本年度は約35%の増加率を示している。建設改良事業は計画的に行われるものであり、年度間の増減は起こりうることである。それを織り込んだ資本的支出額と収入額との見合いなどから企業債の起債額は設定されるのであろうが、それでも通常は、資本的支出額の方が資本的収入を上回り、不足額(前年度約24億円、本年度約20億円)は内部留保資金などから補てんされることになる。この補てん財源の中には減債積立金も含まれ、その原資は、利益剰余金、つまりは純利益から来るものである。

したがって、この点からも事業収益の状況が、借入資本金(企業債 = 負債)や内部留保資金などと関連して財務体質に影響を及ぼすことが見て取れ、いかにして現在の"良好な"財務状況を、今後想定される経営環境の変化の中で維持できるかが、大きな課題となるものと思われる。

なお、平成23年5月の地方公営企業法の改正により、「地域の自主性及び自立性を高める」ための改革として、減債積立金及び利益積立金の義務付けが廃止され、剰余金の処分は、各自治体及び各公営企業の経営方針に基づく判断に委ねられることとされた。ここから先は、経営判断となるものだが、給水収益の減少をにらみながら、たとえば利益を需要家の獲得のための資金として用いるのか、あるいは今後の財政環境の悪化のために備えるのか、十分な検討を踏まえた方針の策定が望まれる。

エ 管路及び施設等の整備状況について

経年管の更新事業

平成3年度から計画的に取り組まれてきた布設時期の古い水道管の更新事業は、合併によって対象となったものを含めた総延長235.5kmに対し、22年度からは第8次整備事業を中心として実施されている。平成23年度は関連工事も含めて全体で5.7kmを実施し、年度末までに225.1kmの更新が終了して、進捗率は95.6%となり、10.4kmを残す状況となっている。ほぼ計画に近い実績でこの2年間は推移しているが、同事業については、あと2年間、予想されている交通量の多さや周辺需要家との調整などの困難性にも対処しながら、計画どおりの執行に努められたい。

鉛製水道管の更新事業

鉛製水道管を廃止するための更新事業は、平成14年度から実施されている。23年度には、公道部については11,700箇所のうち645箇所を実施し、年度末の進捗率は84.9%(実施済9,931箇所)に至った。一方で、民地内にあるメーター周りについては38,600箇所のうち1,900箇所を実施し、進捗率では39.3%(実施済15,179箇所)であ

る。公道部については25年度までに完了させる計画だが、メーター周りについては、31年度末の完了が計画されている。ただしこの計画では、26年度以降の6年間は本年度のメーター周り実施件数の約1.7倍(全体件数では約1.3倍)を毎年実施することとなり、民地内にあることと相まって、計画どおりの実現には相当の努力を要するものと見られるので、引き続き事業の円滑な進捗を図る方策の検討を続けられたい。

管路及び施設の耐震化事業

大規模災害等におけるライフラインとしての役割の重要性に対する認識から、平成20年に法令の改正が行われ、耐震性能の要件が明確化されるとともに、最優先して耐震化を図るべき水道施設については、25年度を目途に取り組むこととされた。本市においても、21年度には水道施設の耐震診断、22年度には浄水施設等耐震化基本計画の策定及び厚生労働省の耐震適合地盤判定マップ等に基づく基幹管路についての地盤判定、本年度には浄水施設等耐震化補強事業計画の策定が行われている。

施工状況としては、耐震化が必要とされた18施設のうち、取水・浄水7施設中2 浄水施設の耐震化が本年度に開始されたものの、当事業は24年度に繰り越されている。耐震化未施工の3配水池と合わせた10施設の耐震化を24年度から27年度までに実施する計画である。残る8施設については、一応28年度以降の予定とされている。一方、管路の耐震化状況については、23年度末において供用されているもののうち、導水、送水及び配水本管などのいわゆる基幹管路の36.0%並びにその他配水管の64.6%が、耐震管又は耐震適合管となっている。なお、23年度中には、基幹管路で合計約2.6kmの田主丸送水管並びに南部及び北部配水本管工事が行われているが、いずれも未供用のため耐震化率には含まれていない。この基幹管路の未耐震化分及び関連施設等については、24年度に管路耐震化基本計画が策定される予定である。

浄水施設の耐震化は、稼動しながらの工事となるため進捗率を上げるのが難しいといわれる。耐震化率がまだ高くはない基幹管路と併せ、引き続き重点的課題として計画に沿った着実な進展を図られたい。

集落的未普及地域の解消事業

大橋町及び善導寺町における集落的未普及地域の解消事業については、3年計画の最終年度である平成23年度に大橋町蜷川地区の110戸に対して給水を開始し、未普及戸数約400戸のうち申請のあった計303戸の実施をもって事業としては一応の終了としている。残る100戸弱は、井戸水利用その他の理由により上水道を求めなかったものであり、今後については、要望次第との立場である。随時の対応にも備えるとともに、昨年度も述べたように、今後の田主丸地区における民生用水道普及事業における参考資料として、本事業の成果を役立てられたい。

オ 経営指標の動きについて

主な経営指標の状況については、「5 経営指標について」に記載したとおりであり、 掲載した23指標のうち、前年度と比較して良好となったものが8指標、良好でない 方向へ動いたものが12指標、変動がないものが3指標となっている。

固定資産構成比率など企業としての長期的な健全性を示す指標は、前年度との比較

でも他都市との比較でもおおむね良好である。

一方、流動比率など短期的な支払能力を示す3指標は、いずれも低下する方向へ動いている。直接的な要因としては、未払金の増加が挙げられる。その増加分は企業債の元利償還金の一部であるが、平成23年度末日が金融機関の非営業日に当たったため、4月に入っての支払となったことによるものである。仮に年度末が営業日だったとして試算すれば、この3指標はいずれも前年度より数値が向上する。したがって、実質的には良好な傾向にあるといえるが、それでも他都市との比較では芳しくはない。自己資本回転率など資産・資本の有効利用等について示す3指標については、もとより動きの大きい性格のものではなく、いずれも前年度と同値である。

総資本利益率ほかの収益性について示す指標では、4指標すべてが好ましくない方向へと転じ、前年度とはまったく逆の動きを示している。この理由としては、前述した状況によって純利益が前年度よりも減少したことや、給水収益の減少と遊休施設の一括除却による資産減耗費の増加が営業収益及び経常収益を縮小させたことが挙げられるが、他都市との比較では、まだ若干の良好さを維持している。

利子負担率などの企業債に関する経営状況を示す指標については、企業債に関連して前に述べたとおりである。

最後に、職員に係る経費によって生産性を計る3指標については、職員一人当たり 営業収益を表す指標以外の2指標は好転している。この結果には、職員数に変動がな かったが、営業収益の減少が数値の低下をもたらしたこと、並びに設備投資による固 定資産の増加及び退職給与金の減少などによる人件費の減少が数値の向上をもたらし たことが反映していると考えられるが、他都市との比較においては依然として見劣り のする数値となっている。

(2) 会計・決算事務に関する意見・講評

会計処理については、適正に執行されていると認められる。決算書及び決算附属書類並びに関連文書については、若干の修正を求めた事項や、より分かりやすいものとなるよう表記に検討を求めた事項などがあった。また、基本的な文書事務については、前年度のような指摘をするほどの顕著な不備は見られなかった。この点については、組織内部における取組が一因となり、その成果の一端が現れたのではないかと受けとめている。

なお、是正又は検討を要する事項の概要は次のとおりであり、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導なども含めて、引き続き効果的な取組に努められたい。

ア 決算書及び決算附属書類の修正事項について

流動負債の預り金において、契約保証金の整理簿の不備等により、預り保証金を誤って返還した結果、金額を少なく計上しているもの、確認不足により許認可年月日や 給水人口、戸数等の一部の数値を誤っているものなどがあった。

イ 剰余金計算書及び剰余金処分計算書について

平成23年の法令改正により、両計算書については様式が改められ、資本金及び剰余金という純資産の変動状況が、従前の様式とは異なって一覧的に把握することができるようになり、改善されたものと受け取ることができる。

ただし、あらかじめ許容されていることとはいえ、制度の改正等に伴って、様式には一部補正を加えられた部分などもあるため、改正の根拠等、一部補正の理由など、 当該事情に係る簡潔な説明を注記に加えることが、より理解を助けるものと思われる ので、検討を求めた。

ウ 証明書の様式について

漏水に伴う水道料金の減免申請書に添付することとされている漏水修繕証明書の書式には、修繕施行者による証明日の欄が設けられていない。証明書として不可欠な事項と思われるので、速やかに様式の改正を図ることを求めた。

(3) その他の意見・講評について

ア 経営改善のための取組について

本市水道事業においては、経営改善のために業務の見直しを行い、外部委託化を積極的に推進したことにより、職員数は平成元年度の140人から23年度末には95人と大きく減少したが、さらに24年度からは、料金窓口業務等を包括的に外部委託化し、上下水道料金センターとして業務を開始している。土日祝日の窓口営業実施及び営業時間の延長による顧客サービスの向上は明らかであるが、加えて、受付・収納・滞納整理・検針業務等にわたる包括委託であることによる事務遂行の効率化や料金収納率の維持・向上も期待されている。また、同センター従事者のうち市内からの採用などが約80%に上るという雇用効果も現れているようである。

この包括業務委託による経費効果に関する推計によれば、所管課の正規職員のうち9人の減少、夜間窓口担当職員の廃止、検針業務の包括委託への移行などによって得られる経費の削減額と、その「対価」として支払う包括委託料の増加を相殺すると、年間で約1,500万円あまりの削減が見込まれているが、これは、営業費用の縮小であり、利益の増加に貢献することとなって、収支に関わる種々の経営指標の値にも好影響をもたらす方向に働くことになる。なお、本年度には包括業務委託を導入するために約1,300万円ほどの経費を要しているが、そのうちの大部分についても24年度は経費の減少が図られることとなろう。また、職員数の減少も、職員一人当たり営業収益など関連する経営指標の向上に働くはずである。次年度の決算に、効果がどのように現れるのか注視したい。

イ 受水・給水環境の変化による収支への影響について

しかし、その一方で、事業収支を大きく圧迫する要因が、平成25年度からは待ち

受けている。大山ダムからの受水開始に伴う費用の負担増である。本市「水道事業中期経営計画(平成22年度~平成26年度)」によると、25年度には前年度に比べて福岡県南広域水道企業団への受水費支払いが2億5,000万円近く増えると見込まれ、しかもこの増分は、以後継続する。

あわせて、大山ダムからの受水開始に伴い、同企業団への応援給水についても要請が行われないこととなり、平成25年度からは数千万円の給水収益(年によって変化するが本年度決算では約7,000万円)が、失われることになる。

この費用の大幅な増加と収益の確定的な減少を前提として、今後の水道事業経営は行われることになる。しかし、前項で述べたような経営改善の取組だけではかように強力な減益圧力に立ち向かうには、一定の限界があるものと考えられる。そこで、たとえば、受水費(単価が1円違えば、年間では1,300万円あまり受水費が変わることになる。)をいかに圧縮できるかなどに力点を置くことも必要ではないかと思われる。

水需要の伸びが多くは期待できないなかで、給水能力はさらに膨らむことになり、 現在でも遊休化が懸念される水道施設の利用率などにも更に好ましくない影響が出る ことが想定される。過去にまいた種、あるいは他団体との関係などからの選択だった とはいえ、将来にとって決して軽くはない新たな負担を、この先どのように担ってい くのか。後述するように、水道事業の広域化にも受水費などの問題は関連してくる。 であればこそ、将来を洞察する的確なビジョンと、それに基づく長期的な経営戦略が、 まさしく今、必要とされるゆえんであろうと考えるものである。

ウ 田主丸地区への上水道普及について

田主丸地区の上水道普及計画が今年の5月に公表されている。簡易水道事業の統合 も含め、平成24年度から45年度までの22年間に及ぶ長期計画であり、この終期 の設定は、下水道等の整備計画との整合を図ることで工事費の縮減を考慮したものと いうことである。全体を、前期(第1期/平成24年度~28年度)、前期(第2期/平成29年度~33年度)、後期(平成34年度~45年度)の3期に区分し、第1期につ いては公共施設や地区中心部への普及及び簡易水道の統合が予定されている。

本年度までに送水管の敷設をほぼ終え、今後は配水管の敷設が事業の中心となり、 平成24年度以降の事業費は、あわせて約97億円が見込まれている。計画区域の対象 戸数は約6,500戸、人口は約2万人としているが、予定普及率を65%としているのは、 井戸水を主たる用水として利用してきた同地区の特性を考慮してのことと推察され、 現在給水区域の普及率約93%とはかなりの格差がある。そうではあっても、給水人口 及び給水収益の確実な増加が可能な区域であるといえる。産業団地への普及とあわせ て、有益な資本投資となるよう、需要動向を的確に把握して、着実な事業展開が図ら れることを望むものである。

エ 北野地区における給水と水道の広域化について

平成17年の1市4町合併以来、三井水道企業団の給水区域であり続けている北野地区の本市水道事業への統合は、合併に伴って残された大きな課題のひとつである。

これまでの事前調整などを踏まえ、本年度には関係団体による「三井水道企業団の今後のあり方に関する検討会議」が立ち上げられ、ここを協議の場として、現在も検討が進められている。これまでに、事務的な作業として、経営改善策なども含むいくつかの条件設定の下に、「北野地区の三井水道企業団からの分離脱退・久留米市給水区域への編入」など、いくつかの経営形態をパターン化し、それぞれの場合における三井水道企業団の経営状況の試算などを行い、それによって、より具体的な課題を明らかにするよう試みてきたとのことである。その中では、同企業団の保有する企業債金利負担の軽減や、職員の処遇もさることながら、相互に異なる料金体系の問題、同企業団も抱える大山ダムによる受水費の増加(責任水量)の問題、さらには同企業団が構成団体として加入している山神水道企業団からの責任水量分の受水費用などの問題が、乗り越えるべき"障壁"として浮かび上がっているようである。そして、これらは統合方式によっては、本市水道事業の利益に直接的に関わってくるものである。

求められているものは水道事業における北野地区の速やかな統一であるが、その実現に際しては、同企業団の経営見通しの問題や、企業団を構成する小郡市、大刀洗町との間における負担等の公平性のとらえ方や、各自治体の議会や住民への理解の求め方など、超えるべき課題は多く、しかもかなり高い。

水道の広域化に関しては、厚生労働省による平成20年の「水道広域化検討の手引き」において、従来の水需給の均衡を主眼とするものから財政基盤の強化や技術基盤の共有化という観点から地域の実情に応じた多様な形態による広域化を検討すべきとする新たな考え方も示されている。北野地区への給水に係る三井水道企業団との協議についても、まさしく水道事業の広域化の事例であり、様々な方式を検討することは必要な手続きであろうと思われる。

人口減少社会にあっては、水道の広域化は必然的な方向といえるのであろうが、水道事業の広域化が、単純にスケールメリットだけで評価できるものとは限らないとも思われる。不用なコストを二重に抱えてしまうリスクもありうる。施設の稼働率や負荷率などへの影響に関しても考慮が必要であろう。そのような観点からも、この"統合"が久留米市水道事業本体に及ぼす影響についての的確な評価が、方策の決定に際しては提示されるべきだと思われる。久留米市と、三井水道企業団を構成する小郡市、大刀洗町の住民にとって、地域全体の水道事業経営の安定化と効率化に資することとなる解決が図られるよう重ねて期待したい。

今後の水道事業の収支を大きく左右する以上のような課題を、本市水道事業は抱えている。受水費の大幅な増加などの利益を圧迫する要素を織り込んだとしても、給水区域の拡大計画など、ある程度の期待材料や、基本的に維持できている現在の比較的良好な経営体質からすれば、なおしばらくは一定の黒字基調を保つことが可能であると考えることもできる。水道事業の継続的な経営の改善と安定化及び施設の安全性向上と効率化のためには、財務状況についてのところでも述べたように、そのことをひとつの与えられた条件として、事業利益を経営上どのように活用することが最善の方策なのか、今こそが、この点をあわせて考慮する時機であるといえるかもしれない。